

平成29年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

平成30年7月6日（金）
鹿児島県環境林務部環境保全課
大気係（099-286-2627）

大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内6地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質など、全て基準値を達成した。

1 測定方法

(1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4物質）	ベンゼン，トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン，ジクロロメタン
指針値設定物質 （9物質）	アクリロニトリル，塩化ビニルモノマー， クロロホルム，1,2-ジクロロエタン， 水銀及びその化合物，ニッケル化合物， ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン， マンガン及びその化合物
その他の有害大気汚染物質 （8物質）	アセトアルデヒド，塩化メチル， クロム及びその化合物，酸化エチレン， トルエン，ベリリウム及びその化合物， ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド，

(2) 測定地点数及び測定回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点 4地点（鹿児島市，鹿屋市，霧島市，薩摩川内市）	年6回（鹿児島市） 年4回（鹿児島市以外）
地域特設監視地点 2地点（南さつま市，始良市）	年4回

(3) 実施機関

鹿児島県，鹿児島市

2 測定結果の概要

- (1) 環境基準が設定されている4物質については、全て環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.58 ~ 1.0	3 以下
トリクロロエチレン	0.0074 ~ 0.013	200 以下
テトラクロロエチレン	0.023 ~ 0.037	200 以下
ジクロロメタン	0.78 ~ 1.0	150 以下

- (2) 指針値が設定されている9物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0054 ~ 0.039	2 以下
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0062 ~ 0.024	10 以下
クロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17 ~ 0.19	18 以下
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17 ~ 0.21	1.6 以下
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	1.4 ~ 1.8	40 以下
ニッケル化合物	ngNi/m^3	0.83 ~ 1.8	25 以下
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	0.47 ~ 0.76	6 以下
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.030 ~ 0.088	2.5 以下
マンガン及びその化合物	ngMn/m^3	3 ~ 8.8	140 以下

- (3) 環境基準等が設定されていない8物質については、平成28年度の全国の年平均値と比較して、同程度若しくはそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	平成28年度の全国の状況 ^(注)	
			年平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4 ~ 2.1	2.1	0.41 ~ 9.1
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2 ~ 1.4	1.5	0.37 ~ 5.2
クロム及びその化合物	ng/m^3	0.62 ~ 1.6	4.5	0.12 ~ 50
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.038 ~ 0.076	0.071	0.016 ~ 0.49
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6 ~ 13	6.3	0.42 ~ 58
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.0048 ~ 0.013	0.017	0.0020 ~ 0.10
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.03 ~ 0.13	0.18	0.0058 ~ 2.8
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2 ~ 2.4	2.5	0.47 ~ 9.7

(注) 「平成28年度の全国の状況」とは、環境省がとりまとめた平成28年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果である。